

報 道 資 料

令和 7 年 10 月 3 日
県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課
監察・盛土企画係 植田、南
電話：0742-27-7564
(内線：64337・64361)

建築ルールを守ろう!

～ 10 月 15 日(水) から 21 日(火) は令和 7 年度「違反建築防止週間」です ～

- 「違反建築物」は、①地震発生時において人命・財産を奪う原因となるとともに、②市街地の環境悪化、③財産価値の減少などにつながります。
- 「違反建築防止週間」においては、建築ルールについての県民の理解と認識を深め、違反建築の防止と住宅・建築物の安全性を確保するための啓発・パトロール等の取り組みを強化します。

【実施内容】

1. 広報車巡回による啓発活動（令和 7 年 10 月 20 日(月) 午前 9:00～午後 3:00）
広報車により県内各地を巡回して違反建築防止についての啓発を行います。

2. 街頭啓発活動（令和 7 年 10 月 16 日(木)、17 日(金) 午後 5:00～午後 7:00）
「なら建築物安全安心推進協議会」(参考 1)により、近鉄大和八木駅、JR 王寺駅及び近鉄奈良駅において、違反建築防止の啓発リーフレットを配布します。

3. 一斉建築パトロール（令和 7 年 10 月 16 日(木) 午前 9:00～午後 0:00）
無作為に抽出された建築物について、建築主が中間検査および完了検査(参考 2)の手続きを適正に行っているか等を確認するため、特定行政庁(参考 3)が現地調査（パトロール）を行い、建築基準法等の建築ルールの遵守のための啓発、指導等を行います。
パトロールの結果については、後日お知らせします。(参考 4)

4. その他啓発活動

奈良県、各特定行政庁及び関係団体において、ポスターを掲示するとともに、リーフレット(別添)を配布します。「なら建築物安全安心推進協議会」(参考 1)を中心に実施します。

(参考 1) なら建築物安全安心推進協議会

建築・住宅関係の各種団体や行政等が連携協力して、安全で安心なまちづくりを推進し、県民一人一人が豊かさを実感できる生活の実現に貢献することを目的に、平成27年に設立（平成17年から活動している「なら安全安心住まい・まちづくり協議会」は、平成27年に現名称に改称）された団体で、以下の関係団体で構成される。

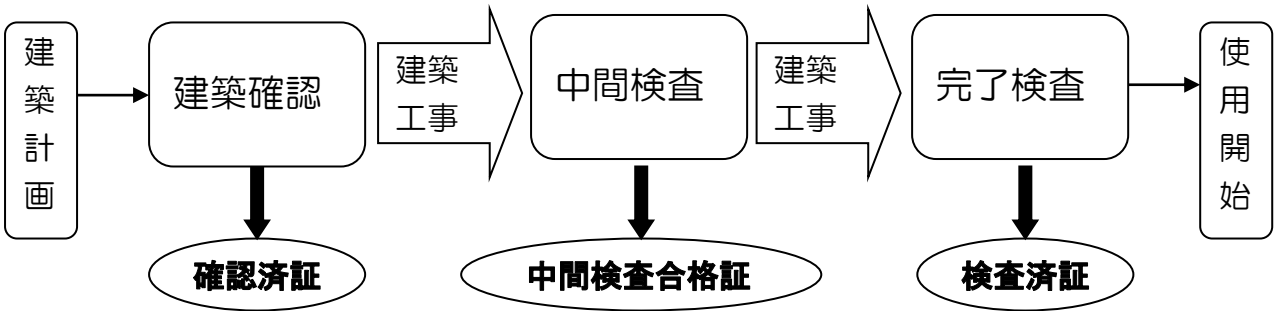
- ＜協議会参画団体＞
- （一社）奈良県建築士会、（一社）奈良県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会近畿支部奈良地域会、（一財）なら建築住宅センター、（一社）奈良県建設業協会、奈良県建築協同組合、（公社）奈良県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会奈良県本部、奈良県地域婦人団体連絡協議会、奈良県土地家屋調査士会、奈良住宅メーカー交友会、奈良県木材協同組合連合会、奈良県生活協同組合連合会、NPO 法人奈良県マンション管理組合連合会、大和まちづくりネットワーク、関西電力(株)阪奈和リビング営業本部、大阪ガスネットワーク(株)エナジーソリューション事業部、大和ガス(株)、奈良県消防長会、奈良市、橿原市、生駒市、奈良県警察本部、奈良県（順不同）

(参考 2) 中間検査および完了検査

建築確認済証の交付を受けた後、建築確認どおりの建築物が建築されているかについて、建築主事や指定確認検査機関の検査を受ける手続。

中間検査は一定の建築物の特定工程の工事を終えたときに、また、完了検査は全ての建築工事が完了したときに行われる。

住宅・建築物が適法で安全・安心なものとなるためには、これらの手続が適正に行われていることが必要。



※中間検査は、住宅（兼用住宅、長屋住宅、共同住宅を含む）や一部の特殊建築物のうち、一定規模以上のものが対象となり、構造ごとに定められた一定の工事が終了した段階で受ける必要があります。

(参考 3) 特定行政庁

建築基準法に基づき建築確認等を行う建築主事を置く地方公共団体の長のことをいう。奈良県では、奈良県、奈良市、橿原市、生駒市の長が特定行政庁となっている。

(参考 4) 昨年度（令和6年度）の一斉建築パトロールの結果

立入調査件数	合計	68件
うち、中間・完了検査未申請		0件
確認表示板未掲示		17件
確認表示板記載内容不備		4件